宇治市政だより

発行所　宇治市役所
京都府宇治市宇治槙島33番地
電話㉒3141㈹
印刷所　新進堂印刷

交通安全特集

あなたとわたしで作る 交通事故のないまち

交通事故ゼロ――これは、長年にわたる私たちの願いです。交通事故は、最近、わずかながら、全国的に減る傾向にありますが、なお年間一万五千人もの人が死に、負傷者は八十八万人を越えています。まさに、交通戦争というにふさわしい状態で、交通安全のために、私たちひとりひとりが何をなすべきかをよく考え、それを実行する必要にせまられています。

まず、下の表をごらんください。全国的には、交通事故の発生件数、負傷者数、死亡者数のいずれもがわずかずつではありますが減る傾向にあります。

ところが、私たちのまち"宇治市"はどうでしょうか。事故数、死傷者数ともに、前年よりふえています。とくに、十二人もの人が尊い生命をなくされ、前年の五人に比べるというきょに一四〇%増加という高率を示しています。警察庁交通局の調べでは、これは全国一の増加率で、まことに不名誉としかいいようがありません。

交通事故の統計

		発生件数	死者数	負傷者数
47年	全国	659,283	15,918	889,198
	府下	21,455	360	29,407
	宇治市	672	5	888
48年	全国	586,713	14,574	789,948
	府下	18,812	360	25,542
	宇治市	689	12	919

次に、交通事故を類型別にみると、車両相互の事故が全体の六二%、人対車両が三〇%、車両単独が八%となっています。

このうち、生命にもっともかかわりの深い歩行者と車両の事故の内訳は下図のとおりです。この中で、路上への飛び出しが約三分の一を占めているのが特徴で、とくに幼児の飛び出しは危険です。

交通事故は、自動車の運転手と歩行者の双方が、お互いの立場をよく考え、交通ルールを厳守してはじめてなくなるもの。被害者になっても、加害者になっても悲惨です。

市では、歩道やガードレールの設置など交通環境を整備したり、交通教室を開いて安全教育をすすめるなど、交通事故防止につとめています。しかし、なによりも、私たちひとりひとりが、交通ルールを守り、お互いにゆずりあう心が大切ではないでしょうか。

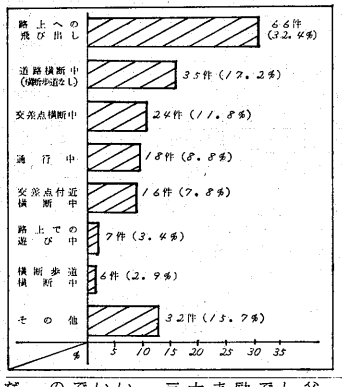

通学路で活躍する 交通指導員

交通事故の最大の被害者は歩行者。とりわけ、子どもの事故ほど痛ましいものはありません。

宇治市では子どもを交通事故から守るため交通指導員制度を実施しています。現在、四十人（男十一人、女二十九人）の指導員が、毎朝約一時間、通学路で学童の交通安全誘導をしています。

ある交通指導員は「朝七時半から八時半まで交通指導をしています。しかし、交差点の真中に立って、車の交通整理をする権限はありません。時には、私たちの制止を振りきって危険な車の渦の中に飛び出して行く人もいます。そばで、子どもたちがそれを見ていると思うと悲しくなります。すべての大人は、子どもの良い先生であるはずです。でも『オハヨウサン』『こくうさんです』と声をかけられる時は、やはり交通指導員をやってよかったなあと思います」と語っておられます。

交通指導員には警察のような権限はありません。しかし、子どもたちは指導員の誘導によって、安心して横断しています。運転手のみなさん、子どもたちの安全のために、交通指導員の指示にご協力ください。

みなさんの中で、子どもが好きで、このような仕事をやってみようという方がありましたら、市役所公害交通対策課までご連絡ください。

セーフティゾーン

交通メモ

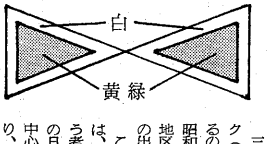

三角形を二つ並べたようなマーク（上図）が道路面に書かれているのをご存知ですか。市内では、昭和四十七年十月に設けた旧宇治地区の「宇治セーフティゾーン」の出入口に書かれています。

このセーフティゾーンというのは、自動車から歩行者を守るという考えに立って、市民のみなさんの日常の生活道路や通学路などを中心に、交通規制をきびしくしたり、安全施設を重点的に整備する地域のことです。

交通量がふえればふえるほど、市民の方の要望で、あちこちにセーフティゾーンが増設されると思いますが、いま、西小倉団地全体を指定しようと、自治会、育友会子供会、教育委員会が一体となって青写真づくりに取組んでいるところです。

▽一方通行、最高速度二〇㌔などの交通規制があります。よく標識をみて、歩行者の安全につとめてください。

▽歩行者用道路では通行許可証がないと車は通行できません。

▽路側帯（白線）のある道路ではとくによく注意しましょう。

交通遺児に 見舞金と激励金

宇治市では、交通事故によって父親や母親を失なった児童を励ましし、残された児童が健やかに成長できるようにと、見舞金および激励金を支給する制度を実施しています。この制度は、昭和四十四年十月から行われ、現在までに九十三名の方に支給しています。

受給資格は、宇治市内に住んでいて、住民基本台帳に登録されているか外国人登録をしている児童です。また、支給時期、金額は下の表のとおり。

交通遺児のおられる家庭で、まだ受給されていない方は、市役所（公害交通対策課）で申請してください。

	支給時期		支給金額
見舞金	父母等のいずれかを失なったとき	交通遺児に対しそれぞれ	10,000円
	父母等の双方を同時に失なったとき	〃	20,000円
激励金	小学校入学のとき	〃	5,000円
	中学校入学　〃	〃	10,000円
	中学校卒業　〃	〃	15,000円

府も遺児に奨学金制度

なお、京都府でも交通遺児奨学金制度を設けています。幼児には年間六千円、小学生には一万二千円、中学生には二万四千円、高校生には三万六千円の奨学金が高校卒業まで毎年支払われます。宇治市の公害交通対策課で受付けていますので、お申出ください。

カーテン．カーペット．フアッション・タイル．カベ紙．アコーデオン・カーテン．ブラインド．人工芝生．どん帳．
ウッドブラインド．アルミブラインド・アクセサリー．たんつう．じゅうたん．カーテン．カーペット．アコーデオン・カーテン．

カーテン・カーペットから内装工事まで
ご新築・増改築のお部屋のムードづくりに
ご相談下さい。
インテリア専門の　黒多商店
宇治市神明宮西（府道城南荘バス停西）
TEL 22―5995. 41―6626

県祭には是非御来店を御待ち申上げます。
宇治茶
純良生粋・宇治茶卸
中村藤吉本店
国鉄宇治駅前
TEL (0774) 22―7800(代)

1日1円 はいって安心 交通災害共済

宇治市交通災害共済は、市民一人ひとりが一日一円の会費を出しあい、不幸にして交通事故にあった犠牲者に、経済的な援助の手をさしのべあおうとする市民相互助け合いの制度です。

宇治市では、昭和四十二年から全国に先がけて交通災害共済制度を実施。ことし三月末までに、あわせて一、五三五人の方に、のべ四、五七四万八千円の見舞金を支給しています。

さる四月一日から、制度が一部改正されましたのでお知らせします。

交通三悪には支給しません

(一)交通事故でケガなどをされた場合の見舞金の額が、別表のようになりました。

たとえば、二カ月間入院したあと一カ月間通院した場合、災害の程度は三カ月の治療を要した傷害となりますから五等級の欄をごらんください。入院期間は、二カ月ですから三号に該当します。近くの金融機関（銀行・農協・信用金庫・労働金庫）か市役所へ会費をそえて申込んでください。会費は、大人一人につき年間三百六十五円、中学生以下は三百円です。なお、心身障害者や母子家庭、生活保護家庭の中学生以下の子どもの会費は、市で負担することにしています。くわしくは市政だよりでお知らせします。

(二)「交通三悪」のような反社会的行為による事故には、見舞金は支払われません。

①本人の飲酒運転による事故
②本人の無免許運転による事故
③本人のスピード違反による事故
④本人の故意または重大な過失による事故

(三)見舞金の請求方法

交通事故に会ったら、市役所の窓口で請求の手続をしてください。なお、見舞金の請求には交通事故証明書と医師の診断書が必要ですから、事故にあったら（自損行為でも）必ず警察へ事故の届出をしてください。

交通共済のお申込みは

交通共済は、宇治市民なら誰でも加入できます。加入される方は、近くの金融機関（銀行・農協・信用金庫・労働金庫）か市役所へ会費をそえて申込んでください。会費は、大人一人につき年間三百六十五円、中学生以下は三百円です。なお、心身障害者や母子家庭、生活保護家庭の中学生以下の子どもの会費は、市で負担することにしています。くわしくは市政だよりでお知らせします。

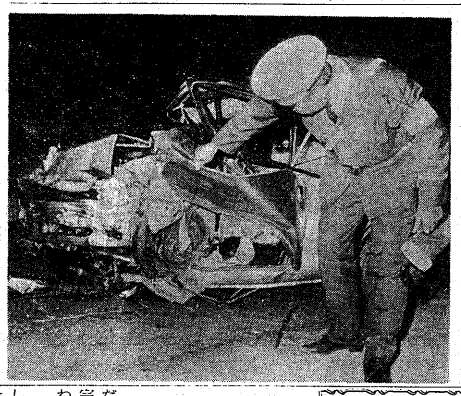

こんなことになっては大変……（写真提供　宇治警察署）

見舞金等級表

等級	災害の程度	号	入院期間	見舞金額
1	死亡			500,000円
2	6ヵ月以上の治療を要した傷害	1	6ヵ月以上	100,000円
		2	5ヵ月以上6ヵ月未満	75,000円
		3	4ヵ月〃5ヵ月〃	70,000円
		4	3ヵ月〃4ヵ月〃	65,000円
		5	2ヵ月〃3ヵ月〃	60,000円
		6	1ヵ月〃2ヵ月〃	55,000円
		7	7日〃1ヵ月〃	50,000円
		8	6日間以下	45,000円
3	5ヵ月以上6ヵ月未満の治療を要した傷害	1	5ヶ月以上6ヵ月未満	65,000円
		2	4ヵ月〃5ヵ月〃	60,000円
		3	3ヵ月〃4ヵ月〃	55,000円
		4	2ヵ月〃3ヵ月〃	50,000円
		5	1ヵ月〃2ヵ月〃	45,000円
		6	7日〃1ヵ月〃	40,000円
		7	6日間以下	35,000円
4	4ヵ月以上5ヵ月未満の治療を要した傷害	1	4ヵ月以上5ヵ月未満	55,000円
		2	3ヵ月〃4ヵ月〃	50,000円
		3	2ヵ月〃3ヵ月〃	45,000円
		4	1ヵ月〃2ヵ月〃	40,000円
		5	7日〃1ヵ月〃	35,000円
		6	6日間以下	30,000円
5	3ヵ月以上4ヵ月未満の治療を要した傷害	1	3ヵ月以上4ヵ月未満	45,000円
		2	2ヵ月〃3ヵ月〃	40,000円
		3	1ヵ月〃2ヵ月〃	35,000円
		4	7日〃1ヵ月〃	30,000円
		5	6日間以下	25,000円
6	2ヵ月以上3ヵ月未満の治療を要した傷害	1	2ヵ月以上3ヵ月未満	30,000円
		2	1ヵ月〃2ヵ月〃	25,000円
		3	7日〃1ヵ月〃	20,000円
		4	6日間以下	15,000円
7	1ヵ月以上2ヵ月未満の治療を要した傷害	1	1ヵ月以上2ヵ月未満	20,000円
		2	7日〃1ヵ月〃	15,000円
		3	6日間以下	10,000円
8	1ヵ月未満の治療を要した傷害	1	7日以上1ヵ月未満	10,000円
		2	6日間以下	5,000円

『もし事故にあったら……』

交通事故相談の手引と注意点

不幸にして交通事故に会うと、だれでも気が動転し、事故処理が完全でなくなり、そのため後に思わぬ損をすることがあります。

事故に会ったら、落着いて処理し、次のことを必ずしておきましょう。

(一)外傷がなくても、すぐ医師に診てもらいましょう。

(二)必ず警察へ報告しましょう。

(三)相手を確かめましょう。運転免許証を見せてもらい、住所・氏名と車の番号、できれば保険会社と保険番号を控えておきましょう。

損害賠償はこうして

①被害者にもいくらかのミスがある場合や、相手が全面的に悪くても低姿勢に出てきたときなどは、ついウヤムヤにしてしまうことがありますのでご注意ください。

②話し合い（示談）は、しんぼう強くよく考えて進めましょう。事故によるケガは意外に長びくものです。治療費や生活費がかさんでくると、つい示談を急がちになります。話し合いは、まずさし当っての費用をどうするかといった程度から始めましょう。

ケガには最高80万円が支払

③被害者が請求できるもの

▼ケガの場合は、

(イ)治療費（入院費、付添費）

(ロ)休業補償費（治療中の日当や給料など）

(ハ)慰謝料（精神的、肉体的苦痛を償うもの）

(ニ)後遺症があった場合はその補償（逸失利益、慰謝料）

補償金額は、当事者間の話し合いで決まりますが、最低限の補償は、強制保険の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）から支払われます。

ケガの場合は、自賠責保険から被害者一人につき八十万円まで支払われます。

◎休業補償費として、所得証明があれば一日五千円まで、所得証明のない主婦などは一日千七百円。

◎慰謝料は、治療期間と治療実日数に応じて一日千五百円。このほか、後遺症は、障害程度に応じて、三十七万円から一千万円まで支払われます。

なお、この自賠責保険は、被害者が直接保険会社に請求することもできます。事故後すぐに支払われる仮渡金（二万～二十万円）、中途で支払われる内払金などがあります。

▼死亡の場合は、

(イ)葬儀費、(ロ)慰謝料、(ハ)逸失利益などが請求できます。

自賠責保険からは、収入と年齢に応じて二千万円まで支払われます。なお、当座の費用が必要な場合は、仮渡金として八十万円が支払われます。

▼物損の場合は、その修理費が請求できます。

④だれに請求するか

損害賠償は、(イ)加害者、(ロ)車の持主、(ハ)雇い主（業務中の事故の場合）のだれにでも請求することができます。

⑤交通事故に健康保険は使えないというのは間違いです。治療費や休業補償など損金が八十万円をこえる事故は、はじめから健康保険を使った方が有利な場合があります。

悪質な示談屋にご注意を

⑥賠はすぐに委任状や印鑑を渡さないようにしましょう。

被害者が法律に弱いのにつけこんで、賠償金を横領したり、高い手数料を取ったりする「示談屋」がいます。

交通事故でわからないことがあれば、信頼できる専門家か、市役所、京都府交通事故相談所（電話京都八〇一一七八一〇）へ相談してください。

事故の原因 無余地駐車

「無余地駐車」ってことばをご存知ですか。

自動車を止めて、その右側に三・五メートル以上ない場合を無余地駐車といいます。この場合、駐車禁止の規制がなくても駐車違反となります。

消防車などの通行のジャマになるばかりでなく、大きな事故の原因にもなるからです。

道路は広く、正しく使いましょう。

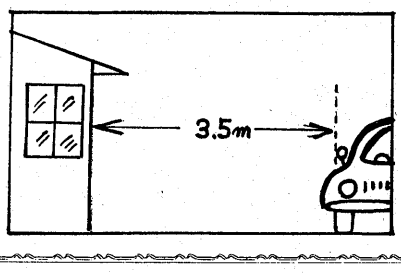

▶あせってる
今があなたの　赤信号

▶止まります　待ちます
車のきれるまで

▶きをつけよう
まいにちとおる　みちだけど

貴女の足をそっとつつむ……

クツ・バックの　オカモト

近鉄大久保駅東

TEL 41－6524

建設大臣許可（特－48）1425号

土木建築・設計・施工　一級建築士事務所

株式会社　大春工業所

代表取締役　森本　毅

本社　京都府宇治市宇治戸ノ内53の1

TEL 0774－(21)－3137代